

## 国民年金保険料の免除申請を受け付けます

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除（猶予）される制度があります。免除（猶予）には申請が必要で、所得審査があります。

### 対象

#### ▷保険料免除

…本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合

#### ▷若年者納付猶予

…30歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合

※学生の方は、学生納付特例をご利用ください。

### 免除・猶予の割合

▷免除…1/4、1/2、3/4、全額

※前年所得などにより免除の割合が異なります。

▷猶予…全額

### 免除(猶予)期間中の将来の年金額

免除(猶予)期間は、年金受給のために必要な期間(300月)に算入されますが、全額納付した場合より、将来の受取額が減ります。

### 申請の手続き

7月1日(火)から、市民課または多治見年金事務所で、平成26年度分(平成26年7月～平成27年6月)を受け付けます。

※今年度から、2年1カ月前までさかのぼって申請できるようになりました。

### 申請に必要な物

▷年金手帳 ▷印鑑(本人が署名する場合は不要)

▷退職を理由に申請する方は、雇用保険の「離職票」・「受給資格者証」など ▽前年の所得状況が明らかにできる書類(平成26年度の市県民税が土岐市で課税されている方は不要)

### 保険料の追納

保険料免除・若年者納付猶予・学生納付特例の期間は、10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができます。



※国民年金保険料には特例免除があります。失業、事業の廃止、天災などに遭った方や障がいのある方、寡婦の方はご相談ください。

問 市民課保険年金係(内線137)  
または多治見年金事務所(☎0255)

## 後期高齢者医療に加入している皆さんへ 保険証の更新・保険料額決定のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、市内在住の全ての75歳以上の方と、65歳から74歳までの方で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している方に交付されます。

現在の保険証の有効期限は7月31日までです。7月中に新しい保険証を送付しますので、8月1日からご使用ください。新しい保険証は、現在のうすい紫色からうすい青色に変わります。

### 平成26年度の保険料額を決定しました

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になった方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

### 保険料の計算方法

年間の保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です。※限度額は57万円(年額)

### 保険料の軽減

▷均等割額の軽減

世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が基準以下の方に対して2～9割を軽減します。

▷所得割額の軽減

個人の所得が基準以下の方に対して5割軽減します。

▷被用者保険(協会けんぽや健康組合保険、共済など)の被扶養者だった方

後期高齢者医療制度の加入日前日に会社の健康保険に加入していた方など、被用者保険の被扶養者であった方の均等割額を9割軽減します。

### 保険料の納付が難しいとき

失業や災害などで保険料の支払いが困難な場合は、早めにご相談ください。

問 市民課保険年金係(内線135)